

令和8年度ネーミングライツパートナー募集に係る Q&A

当資料は、令和8年度ネーミングライツパートナー募集にあたって定めた募集要項を補完するため、その詳細や具体的な事項を質疑応答形式で記載したものです。このほか、疑問点などがある場合は、**様式1**をご提出ください。

<問い合わせ先>

担当: 仙台市 財政局財政部 財政企画課公共施設総合調整係 松林・大友
電話: 022-214-8068(直通)
E-mail: zai003005@city.sendai.jp

Q. 募集対象となる施設は「市民利用施設の例示」に記載されている施設だけになりますか？

A. 募集対象としている施設は、本庁舎や区役所などの公用施設や学校、保育所などを除いた市民利用施設全般であり、**別紙1**の施設以外にも対象となる施設もあります。記載されていない施設については導入可能か確認を行いますので、持参、郵送、E-mail のいずれかの方法により、8月31日(月)午後5時までに「事前相談申込書兼質問書(**様式1**)」をご提出ください。受領後1週間後を目途に個別にご回答いたします。なお、回答は 9月7日(月)を目途にホームページで公表します。

Q. 選定基準「ウ 施設愛称案」にある「施設の目的や特性に合っているか」とは具体的にどのようなことですか？

A. 具体的には、施設毎のそれぞれ行っているサービス内容や設置目的によることになり、一概に提示することは困難ですが、例えば、児童生徒が主な利用対象である施設に、酒やタバコをイメージさせる施設名称が付されることや保健施設に葬祭関係の名称が付されることは好ましくないと考えております。

Q. ひとつの施設について、全体と施設の一部に2者以上から別々のネーミングライツ提案があった場合には、どうなるのですか？

A. それぞれのご提案内容について、同時に審査を行い契約者を決定しますが、それぞれに異なる愛称を付すことによって施設運営に課題が生じ、又は施設利用者に及ぼす影響が大きいことが想定される場合等には、施設全体又はその一部についてご提案を採用しない場合があります。

Q.文化センターと図書館のように、同一建物内に2つの施設が併設されている場合において、それぞれに2者以上から別々のネーミングライツ提案があった場合には、どうなるのですか。

A.それぞれのご提案の内容によって、同時に審査を行うことといたしますが、それぞれに異なる名称を付すことによって施設運営に課題が生じ、又は施設利用者に及ぼす影響が大きいことが想定される場合等には、両方あるいはいずれかの施設について、ご提案を採用しない場合があります。

Q.広告代理店による提案も可能ですか？

A.ネーミングライツ提案者が広告代理店等をサポート事業者として指定し、ネーミングライツの導入が決定した場合には、市が報奨金を支給する制度がございます。広告代理店の皆様にもご協力をいただきネーミングライツの導入を進めていただきたいと考えておりますので、**別紙4**を参考にさせていただきますようお願いいたします。